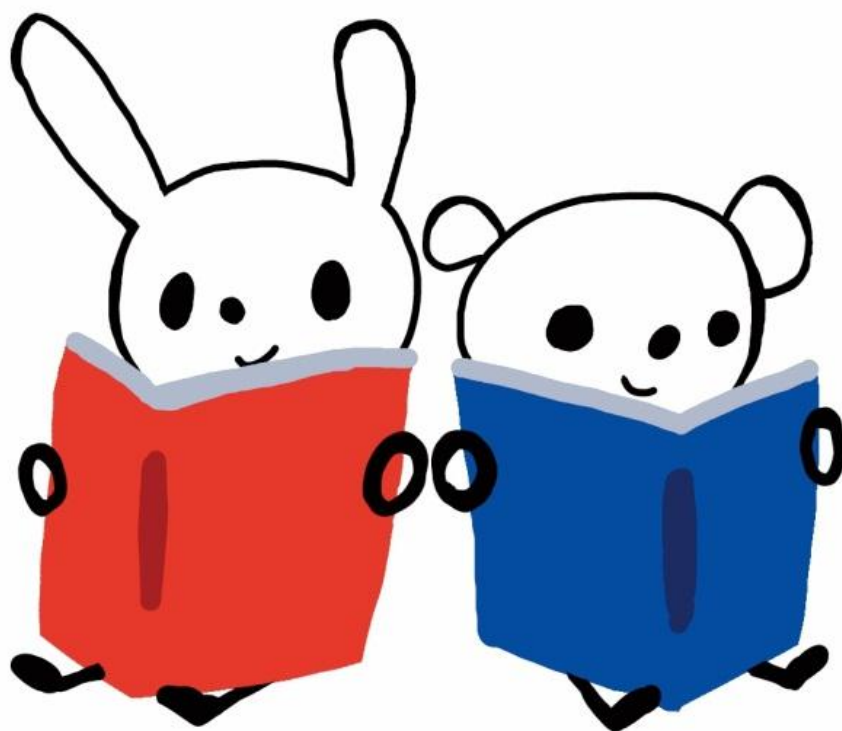


豊田市子ども読書活動アクションプラン

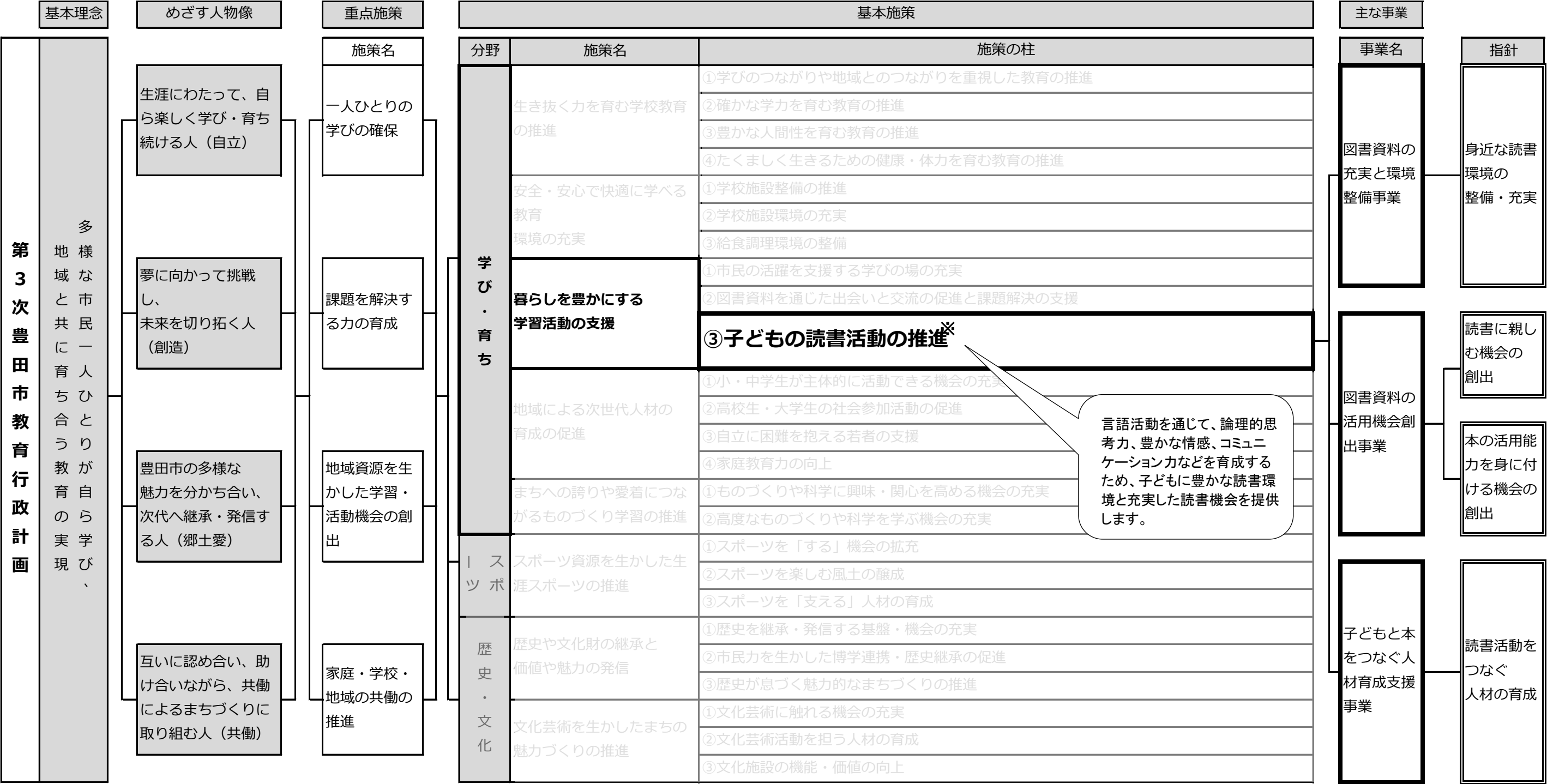
(第3次豊田市子ども読書活動推進計画)



豊田市教育委員会

1 計画の基本的な考え方

豊田市子ども読書活動推進計画は、第3次豊田市教育局行政計画の基本施策「学び・育ち」の「暮らしを豊かにする学習活動の支援」の施策の柱③に位置付けられています。施策の柱は、「図書資料の充実と環境整備事業」「図書資料の活用機会創出事業」「子どもと本をつなぐ人材育成支援事業」からなっています。更にその事業は、指針へとつながっていきます。この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づくものです。



※施策の柱③は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づく「豊田市子ども読書活動推進計画」として、位置付けます。

状態指標		
指標	現状値	めざす方向
学校以外の読書の頻度（週に1回以上）	①54.9%	↑
①小学生 ②中学生	②39.3%	
【出典：豊田市の教育に関するアンケート調	（2016）	

2 第3次豊田市子ども読書活動推進計画について

第2次豊田市子ども読書活動推進計画では、3つの指針、14の方策、38の具体的な施策・事業を作成し展開してきました。第3次計画については、関係6課（保育課・子ども家庭課・次世代育成課・市民活躍支援課・学校教育課・図書館管理課）で協議を行い、4つの指針、15の方策、28の具体的な事業を作成しました。

今後、第3次豊田市子ども読書活動推進計画は、第3次豊田市教育行政計画の中に位置付けられます（2018年度～2021年度の4年間）。

●基本理念

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化していく中、子どもの読書活動を推進するためには、発達段階に応じた読書支援を継続的に行い、子どもの読書習慣の形成を進め、主体的に読書に親しむ子どもを育てることが必要です。

また、社会の変化が大きく予測困難な時代に、子どもたちがたくましく生きていくためには、疑問に思ったことを主体的に調べ課題解決したり、様々な情報の中から正しい情報を見極めたりする力を身に付けることが求められます。

めざす姿

主体的に読書に親しみ、本を活用する子ども

●4つの指針

指針1 身近な読書環境の整備・充実

指針2 読書に親しむ機会の創出

指針3 本の活用能力を身に付ける機会の創出

指針4 読書活動をつなぐ人材の育成

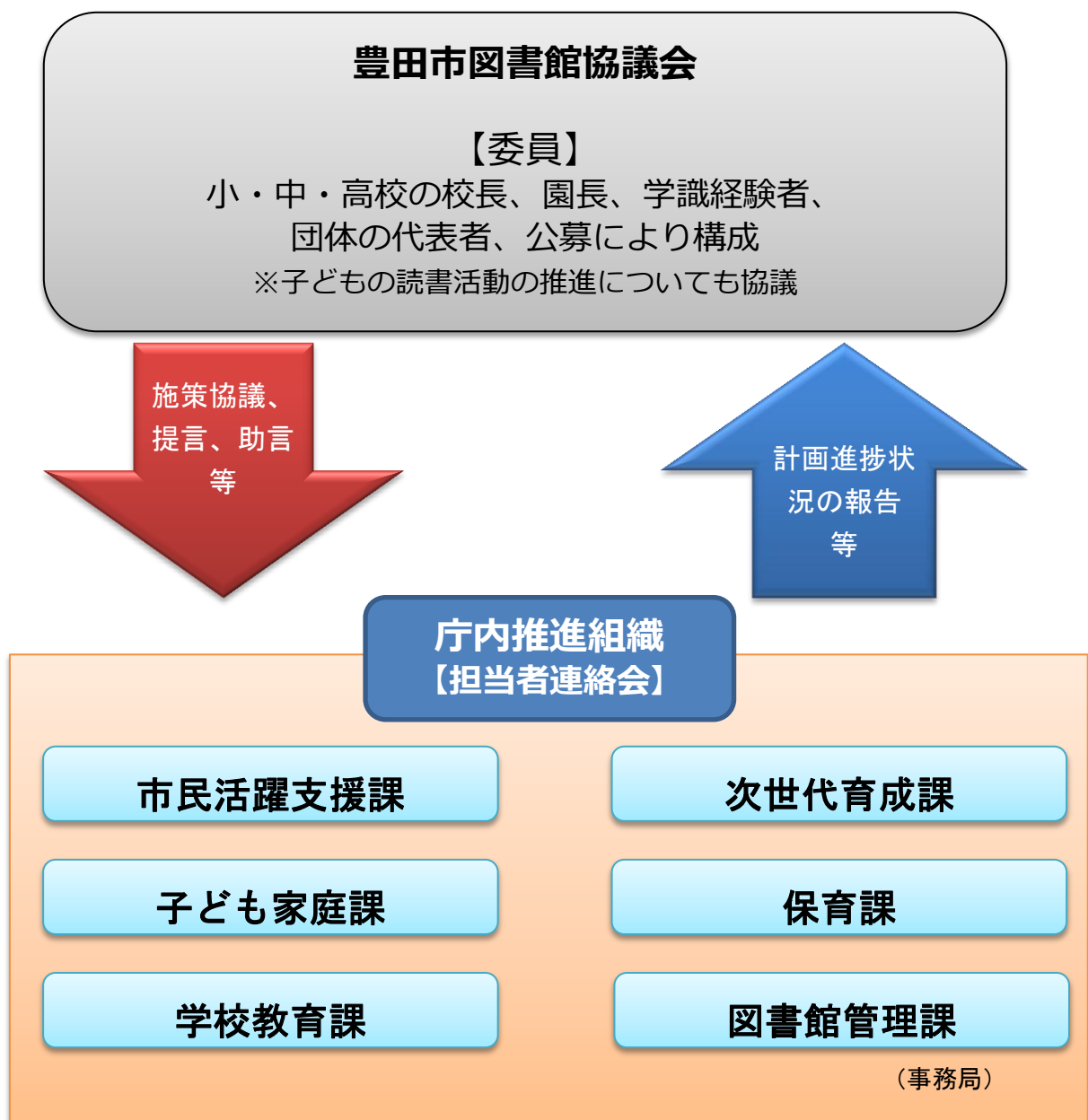
3 第3次豊田市子ども読書活動推進計画の対象と推進体制

子どもは概ね0歳から18歳までを対象とします。

推進体制としては、これまで豊田市子ども読書活動推進協議会を設置し、施策協議、提言、助言等を行ってきましたが、今後は豊田市図書館協議会で行うこととします。

庁内推進組織としては、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念にのっとり、計画を支える関係課で構成する担当者連絡会を設置し、計画の推進状況の確認、施策の検討、調整、情報共有等を行い、計画の推進を図ります。

【推進体制のイメージ図】



4 第3次豊田市子ども読書活動推進計画のための指針と方策

<指針1> 身近な読書環境の整備・充実

豊田市中心図書館は、蔵書数・施設・設備とも充実しています。「第2次計画」では、絵本・児童書・紙芝居等の充実、ティーンズコーナーの設置・拡大等に努め、子どもたちの読書環境を整えてきました。

「第3次計画」でも、読書環境のさらなる充実に努めていきます。また、図書資源の有効活用によって、子どもたちが多くの本に出会えるよう工夫していきます。

方策① 図書館および関連施設での図書環境の充実

豊田市は市域が広いとため、周辺部の子もたちが中央図書館を訪れることが容易ではありません。周辺部と中心部の格差を少なくするため、中央図書館をはじめ、学校・コミュニティセンター・交流館などの図書機能をより充実させていきます。

方策② 図書資料の充実

0歳から18歳までの幅広い年齢層に対応した図書資料の充実を図るとともに、障がいのある子どもたちが活用できる図書資料の充実を促進していきます。

方策③ 施設間貸借の充実

図書館から学校・園等への団体貸出を実施し、図書資料の有効活用を図るとともに、学校間での相互貸借を行い、各学校が有する図書利用を有効に活用することができるよう促進していきます。

方策④ 図書資源の有効活用

破損・汚損図書資料を可能な限り修理し、図書資料を貴重な財産として長期の活用に努めていきます。

<指針 2> 読書に親しむ機会の創出

子どもたちが読書に親しむためには、まず本を読む習慣を付けることが重要です。乳幼児の頃から読書の楽しさを味わったり、様々な本に出会ったりすることは、読書習慣を身に付けることにつながります。

「第3次計画」では、0歳から18歳までの子どもたちに、発達段階に応じて継続的に読書支援を行い、読書に親しむ機会をつくっていきます。

方策① 乳幼児のための読書活動の推進

乳幼児とその保護者が、絵本を通して親子の触れ合いを楽しむ機会を設けるとともに、おはなし会や絵本講座等を実施することで読み聞かせの習慣化を促していきます。

方策② 園児・小中学生のための読書活動の推進

市内の園・学校等においては、朝の読書や読み聞かせが定着しています。今後も子どもたちの読書時間が確保されるよう、これらの取り組みを継続していきます。また、授業における読書活動を推進していきます。

方策③ ティーンズ世代のための読書活動の支援

13歳から18歳までのティーンズ世代は、様々な理由で読書離れの傾向が見られます。この世代が関心をもつような読書環境を整えたりイベントを開催したりすることで、少しでも本を手にとることができるよう努めていきます。

方策④ 地域施設における子ども読書活動の推進

コミュニティセンター・交流館・放課後児童クラブ等は、子どもにとって身近な読書活動支援施設です。これらの施設で子どもたちが読書に親しむことができるよう、おはなし会など読書に関連した行事を実施していきます。

方策⑤ 家庭における読書環境づくりの促進および読書イベントの開催

読書習慣形成のためには、学校や地域だけでなく家庭において保護者が読書活動に関心をもつことが大切です。今後も読書イベントや読書週間の取り組みを充実させるとともに、家庭における読書の大切さについて発信していきます。

＜指針３＞ 本の活用能力を身に付ける機会の創出

豊田市中心図書館では、「調べる学習コンクール」を開催し、子どもたちが本を活用して主体的に調べまわめることができるよう、支援をしてきました。また、学校においても学校図書館司書を配置し、本を活用する授業を行い、疑問に思ったことを調べ課題解決することができる子どもを育ててきました。

「第３次計画」でも、子どもたちが本を活用して主体的に調べまわめることができるよう、様々な講座を行ったり情報を提供したりして、支援を行っていきます。

方策① 調べ学習への支援

学習指導要領の改訂にともない、学校において本を活用して調べる授業が年々増加しています。今後も中央図書館における講座を充実し、子どもたちが本を活用して主体的に調べまわめることができるよう、様々な支援を行っていきます。

方策② 授業における学校図書館活用事例の情報提供

校務支援システムを活用して、今までも中央図書館からの情報を提供してきました。今後は、授業における図書館活用の事例等、さらに内容を充実させていきます。

<指針4> 読書活動をつなぐ人材の育成

豊田市中心図書館では読書指導者を育成し、ボランティア養成のための様々な講座を行い、子どもたちが本との関わりをもつきっかけを与えるよう努めてきました。その一方で、ボランティアの高齢化や人材不足等に悩まされている現状もあります。

「第3次計画」では、子どもに読書の楽しさを教え、子どもと本をつなぐボランティアのレベルアップを図るとともに、新たな人材の発掘・育成に努めていきます。また、保護者に子ども読書活動への理解を促し、家庭での読書の大切さについて、啓発活動を行っていきます。

方策① 保護者に向けた啓発活動

子どもにとって保護者は最も身近な存在であり、本と子どもをつなぐ担い手でもあります。その保護者に、幼少期からの読書の大切さを啓発することが、子どもの読書習慣の形成につながっていきます。今後も様々な方法で、保護者への読書の啓発に努めていきます。

方策② 読書相談の実施・充実

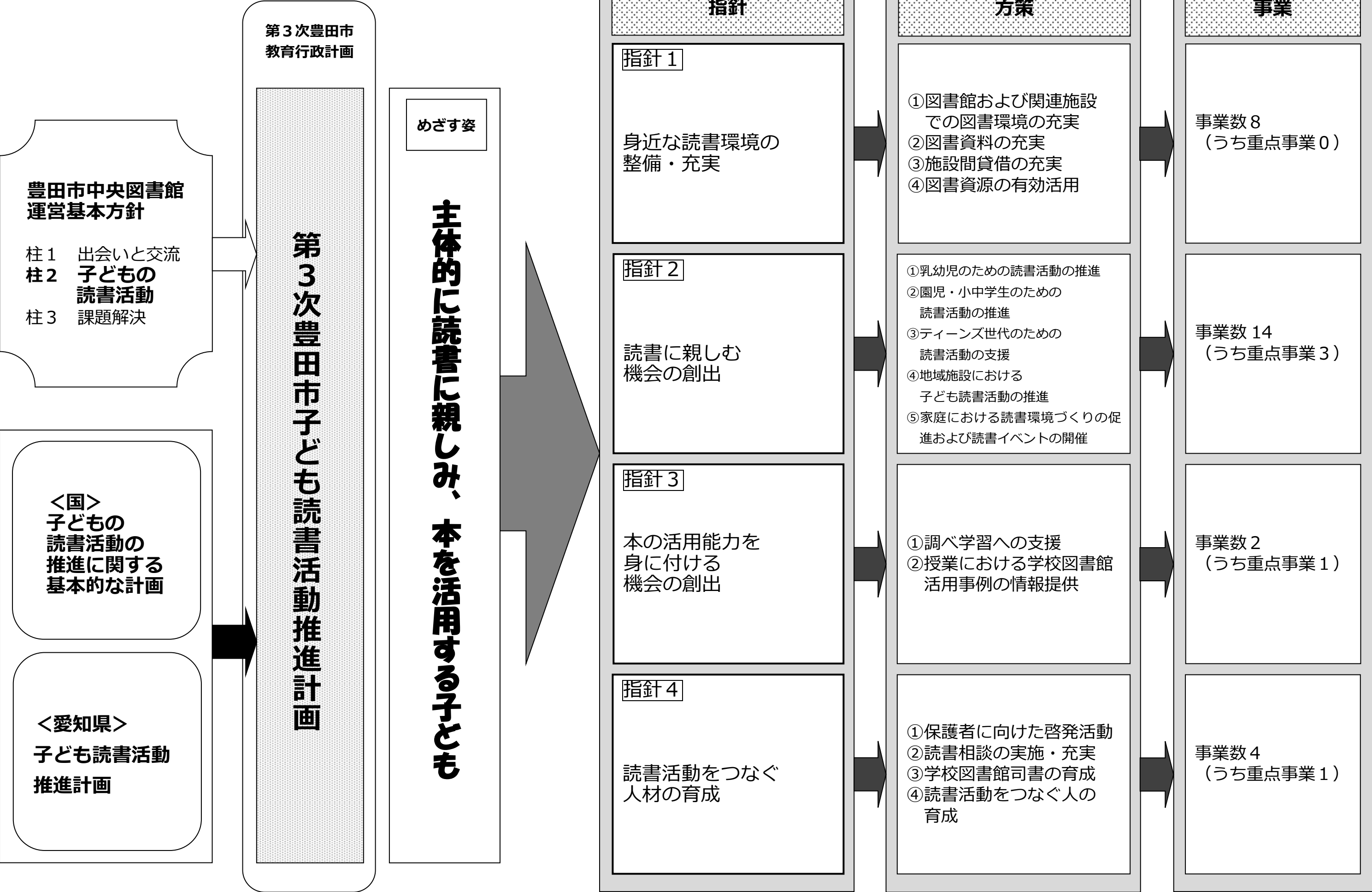
読書相談は、子どもと本をつなぐ上でとても重要なものです。今後も中央図書館や学校図書館において、子どもへのレファレンスの充実に努めていきます。

方策③ 学校図書館司書の育成

市内の全学校には学校図書館司書が配置され、図書館の環境整備や授業の支援等を行っています。今後も、今までよりもさらに、授業に役立つよう研修内容を充実させていきます。

方策④ 読書活動をつなぐ人の育成

中央図書館・コミュニティセンター・交流館・学校・園等ではボランティアによる読み聞かせや読書環境整備などが実施されており、子どもの読書活動推進においては不可欠な存在となっています。今後も、ボランティアの育成・レベルアップに努めていきます。



6 4つの指針と15の方策

指針	方策	事業	担当課名
指針1 身近な読書環境の整備・充実	① 図書館および関連施設での図書環境の充実	1 交流館などのネットワーク館における環境整備・充実	市民活躍支援課・図書館管理課
		2 放課後児童クラブ・居場所づくり事業等における団体貸出の充実	次世代育成課
	② 図書資料の充実	3 中央図書館・コミュニティセンター・交流館図書室の図書資料充実＜統合＞	図書館管理課
		4 園・小・中・特別支援学校の図書資料・図書コーナーの充実 ＜統合＞	学校教育課・保育課
		5 障がいのある子どもたちのための図書資料の充実・情報提供	図書館管理課
	③ 施設間貸借の充実	6 団体貸出の充実 ＜統合＞	図書館管理課
	④ 図書資源の有効活用	7 学校間の相互貸借の充実	学校教育課
		8 図書資料の修理・製本活動・リサイクル図書の活用	図書館管理課
指針2 読書に親しむ機会の創出	① 乳幼児のための読書活動の推進	9 ブックスタート事業の充実	図書館管理課・子ども家庭課
		10 乳幼児向けの講座の充実・拡大 ＜統合＞【重点事業】	図書館管理課
		11 健康診査時における読み聞かせの充実	子ども家庭課
	② 園児・小中学生のための読書活動の推進	12 こども園・私立幼稚園での読み聞かせの充実	保育課
		13 小・中学校での読書時間の充実 【重点事業】	学校教育課
	③ ティーンズ世代のための読書活動の支援	14 中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援 【重点事業】	図書館管理課
	④ 地域施設における子ども読書活動の推進	15 交流館などにおけるおはなし会・出前講座の開催	図書館管理課・市民活躍支援課
		16 放課後児童クラブにおけるおはなし会の開催	次世代育成課
		17 地域子育て支援センターにおけるおはなし会の充実・家庭支援講座の案内	保育課
	⑤ 家庭における読書環境づくりの促進および読書イベントの開催	18 「毎月23日は読書の日」の促進	図書館管理課
		19 中央図書館職員体験の実施	図書館管理課
		20 子ども読書の日・こどもの読書週間・読書週間の取組	図書館管理課・学校教育課・保育課
		21 図書イベントの実施・充実と促進	図書館管理課
		22 読書ノートによる家庭読書環境の促進	図書館管理課・学校教育課・保育課
指針3 本の活用能力を身に付ける機会の創出	① 調べ学習への支援	23 調べ学習応援事業	図書館管理課・学校教育課
	② 授業における学校図書館活用事例の情報提供	24 校務システムの有効活用	学校教育課・図書館管理課
指針4 読書活動をつなぐ人材の育成	① 保護者に向けた啓発活動	25 家庭読書充実のための啓発・促進	図書館管理課
	② 読書相談の実施・充実	26 レファレンスの充実	図書館管理課
	③ 学校図書館司書の育成	27 学校図書館司書の育成・活用	学校教育課
	④ 読書活動をつなぐ人の育成	28 読書指導者・読み聞かせボランティアの研修・支援	図書館管理課

○第2次計画から第3次計画へ移行した事業の内訳（継続したもの以外）

（1）2つ以上を統合し、第3次計画へ移行したもの・・・11事業が5事業に

- 第2次計画の3 「こども図書室の充実と将来の方向性の検討」と4 「中央図書館の図書資料充実」と5 「コミュニティセンター・交流館図書室の図書資料の充実」→第3次計画の3へ
- 第2次計画の6 「こども園・私立幼稚園の図書資料・図書コーナーの充実」と7 「学校図書館の図書資料の充実」→第3次計画の4へ
- 第2次計画の8 「外国人の子どもたちのための図書資料の充実」と10 「団体貸出の充実」→第3次計画の6へ
- 第2次計画の15 「中央図書館の赤ちゃん絵本コーナーの設置・整備」と16 「赤ちゃんのための絵本講座の充実」→第3次計画の10へ
- 第2次計画の36 「児童書の読み聞かせ読書指導者の活用」と38 「中央図書館読み聞かせなどのボランティアの育成及び活用」→第3次計画の28

（2）削除したもの・・・前回計画で成果が得られ、事業が日常化したもの・・・2事業

諸事情や時代の変化により、実施が困難と判定されたもの・・・2事業

7 重点事業と目標指標について

子どもの読書活動を推進するためには、発達段階に応じて継続した読書支援を行うことが必要です。第3次豊田市子ども読書活動推進計画では、28の事業の中から、以下の5つの事業を重点事業として推進します。

主な世代	重点事業	目標指標		目標値
		項目	平成 29 年度	
乳幼児	10 乳幼児向けの講座の充実・拡大	保護者による読み聞かせ頻度の向上（中央図書館読書に関するアンケートより）※ 1	45.5%	50%
	25 家庭読書充実のための啓発・促進	保護者の子どもに対する読書習慣形成への努力（中央図書館読書に関するアンケートより）※ 2	29%	35%
小・中学生	13 小・中学校での読書活動時間の充実	児童・生徒の1か月の平均読書冊数の向上（目標値は第63回学校読書調査より）※ 3	調査結果なし	小 11.1 冊 中 4.5 冊
	23 調べ学習応援事業	授業における図書館・本の活用時間数（年間）の向上（教育センター調査より）※ 4	小 11.5 時間 中 4.9 時間	小 12 時間 中 5.5 時間
	14 中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援	中央図書館における13歳から18歳の貸出冊数の向上（年間一人当たり貸出冊数）（中央図書館事業概要より）※ 5	4.1 冊	4.5 冊

【目標値の設定について】

- ※ 1 これまで行ってきた調査では微増傾向であり、これを維持するため、この目標値を設定する。
- ※ 2 これまでの調査では横ばいであったが、増加傾向とするため、この目標値を設定する。
- ※ 3 全国における1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.1冊、中学生は4.5冊、高校生は1.5冊である。全国の平均値を目指すため、この目標値を設定する。
- ※ 4 新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各教科等の様々な授業で学校図書館を活用することが重視されており、これまで以上に学校図書館や本を活用した授業時間が必要なため、この目標値を設定する。
- ※ 5 全国的に不読率（1か月間に1冊も本を読まない人の割合）が高くなっているティーンズ世代の現状を考慮し、この目標値を設定する。

8 事業について

事業 1 : 交流館などのネットワーク館における環境整備・充実

豊田市では、ネットワーク館（交流館など全31か所）と中央図書館をネットワークで結び、市内全域の図書資料を利用できるよう整備してきました。ネットワーク館では、ボランティアが読み聞かせを実践するなど、地域の子どもの読書活動の拠点となっています。第2次計画では、半数以上の館で本の紹介コーナーを展開し、子どもが読書に親しむ環境の整備を進めました。今後も、各地域の特色を活かした図書室の整備に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
市民活躍支援課 図書館管理課	(継続実施)			➡

事業 2 : 放課後児童クラブ・居場所づくり事業等における団体貸出の充実

第2次計画で実施していた放課後児童クラブの団体貸出の充実に加えて、今後は、居場所づくり事業（注）等においても、団体貸出を利用し子どもが読書する機会をつくります。

（注）地域に応じた様々なかたちで児童の安全・安心な居場所を設け、遊びやスポーツなどを通じて交流活動の機会を提供する事業のこと

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
次世代育成課	(継続実施) (拡充検討)			➡

事業 3 : 中央図書館・コミュニティセンター・交流館図書室の図書資料充実

子どもの発達段階に応じた知的好奇心を満たす図書や、調べ学習に対応した図書など0歳から18歳までの幅広い年齢層に対応した図書資料の充実を図っていきます。

また、地域のコミュニティセンター・交流館の図書室をネットワーク館として位置づけ、平成28年度末現在、児童書・絵本・紙芝居合わせて約32万6千冊所蔵しています。中央図書館では、約18万4千冊所蔵しています。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施)			

事業 4 : 園・小・中・特別支援学校の図書資料・図書コーナーの充実

平成26年度末において、市内全ての小・中・特別支援学校で、学校図書館図書標準(注)を達成しました。今後は、書籍の整理をしつつ授業で活用できる図書資料の充実を図ります。また、園では、園児にとって魅力的で親しみやすい図書コーナーを設置するなど、工夫・改善に努めていきます。

(注) 平成5年3月に文部科学省が、公立の小中学校等の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数として定めたもの

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学校教育課 保育課	 (継続実施)			

事業 5 : 障がいのある子どもたちのための図書資料の充実・情報提供

中央図書館では、障がい者サービスコーナーを設置し、点字絵本やマルチメディアデジタル図書（注）などを収集したり、点訳や音訳、絵本の館内資料の対面朗読サービスなどによる読書支援を行ったりしています。今後も障がいのある子どもに図書館の利用方法を周知し、図書資料や読書支援に関する情報を提供しながら、図書資料の充実と図書資料活用の活性化に努めていきます。

（注）視覚障がい者などのためのデジタル録音図書のこと

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 （継続実施）			

事業 6 : 団体貸出の充実

読書活動や調べ学習支援のために、第1次・第2次計画同様、園・小中学校・放課後児童クラブ、高等学校等への団体貸出を行っていきます。また、めまぐるしく変化する教育環境に対応していくために、引き続き柔軟に方法を検討し、実施していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 （継続実施） （拡充検討）			

事業 7 : 学校間の相互貸借の充実

第1次・第2次計画では、自分の学校にない図書資料を、他の学校から借りることのできる相互貸借制度の利用を図ってきました。

今後も、有効的に制度を活用できるよう努め、引き続き啓発を行っていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学校教育課	 (継続実施)			

事業 8 : 図書資料の修理・製本活動・リサイクル図書の活用

製本ボランティアによる修理・製本活動は、毎年多くの学校に活用され、平成29年度は33校で実施されました。今後も継続して実施していきます。また、リサイクル図書の有効活用について、園・小中特別支援学校に周知するとともに、中央図書館においてもリサイクルブックフェアを行うなど、図書資料の有効活用に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施)			

事業 9 : ブックスタート事業の充実

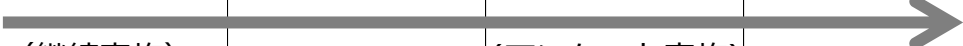
平成20年度から、豊田市ではブックスタート事業を実施しており、平成29年度には絵本の配布率がほぼ100%に達しました。今後も、3、4か月児健康診査時に読み聞かせをしながら、絵本と絵本リストを手渡すことにより、親子が絵本を通して心触れ合うひとときを過ごす習慣づくりの手助けをしていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課 子ども家庭課	 (継続実施)			

事業 10 : 乳幼児向けの講座の充実・拡大

【重点事業】

中央図書館では、乳幼児と保護者が一緒に参加して絵本に親しむ赤ちゃんのための絵本講座を開催しています。今までは0、1歳児を対象としていましたが、今後は対象を2歳児まで拡大し、より多くの親子が参加できる絵本講座の開催に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施) (拡充検討)		(アンケート実施)	

事業 11 : 健康診査時における読み聞かせの充実

乳幼児期には、3、4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を集団で実施しており、この機会に、保育士・ボランティアなどによる絵本の読み聞かせを行ってきました。今後も質の高い図書を数多く収集し、子どもが気軽に絵本を手にとることができるように環境面の充実に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
子ども家庭課	 (継続実施)			

事業 12 : こども園・私立幼稚園での読み聞かせの充実

乳幼児期の子どもは、絵本の読み聞かせにより、絵本や物語に親しみ、言葉で表現する力や感覚が豊かになる時期です。そのため、園では日常的に読み聞かせを実践してきました。今後も子どもの成長・発達に配慮しながら絵本を選定するとともに、園や家庭での読み聞かせの実施、絵本の貸出しの推進に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
保育課	 (継続実施)			

事業 13 : 小・中学校での読書時間の充実**【重点事業】**

第1次・第2次計画において、市内全ての小・中学校における全校一斉読書の時間確保を推進した結果、ほとんどの小中学校で実施されるようになりました。今後は、読書活動や調べ学習などで、授業における図書館や図書資料の活用を推進していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学校教育課	 (継続実施)		 (アンケート実施)	

事業 14 : 中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援**【重点事業】**

ティーンズ世代とは、児童から成人への移行期である中高生のことを言います。中央図書館では、平成24年度からティーンズコーナーの設置・運営を開始し、中学・高校生向けの図書資料の充実を図ってきました。不読率（注）が高いこの世代が、少しでも本を手にとることができるよう、引き続き図書資料の充実やイベントの開催等に努めていきます。

（注）1か月間に1冊も本を読まない人の割合

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施) (拡充検討)			

事業 15 : 交流館などにおけるおはなし会・出前講座の開催

交流館など地域の子どもが集まる公共施設では、職員やボランティアによる読み聞かせなどが活発に行われています。今後も、読み聞かせボランティアの協力を得て、おはなし会・出前講座の充実を図っていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課 市民活躍支援課	 (継続実施)			

事業 16 : 放課後児童クラブにおけるおはなし会の開催

放課後児童クラブにおいて、支援員やボランティアなどによるおはなし会を開催し、支援員向けの読み聞かせ研修会を行ってきました。今後も、おはなし会を通して子どもが本に出会う機会を増やします。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
次世代育成課	 (継続実施)			

事業 17：地域子育て支援センターにおけるおはなし会の充実・家庭支援講座の案内

地域子育て支援センターでは、就園前の親子を対象として子育て情報の提供や、おはなし会・育児講座などを定期的に行っていました。今後も、内容の充実を図るとともに積極的に案内をし、より多くの方に参加いただけるよう努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
保育課	 (継続実施)			

事業 18：「毎月23日は本を語ろうの日」の促進

第1次・第2次計画より、「毎月23日は本を語ろうの日」と定め、キャンペーンを実施してきました。今後も、園・小中特別支援学校を中心に周知を行い、子どもたちの主体的な読書活動や家庭読書の推進を図っていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施)			

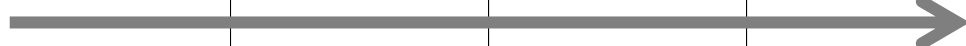
事業 19 : 中央図書館職員体験の実施

中央図書館では、「一日図書館職員体験」の行事や職場体験を通して、主に小中学生を中心に図書館の仕組みや業務内容を学ぶ機会を設けています。図書館業務を実際に体験することは、図書館を身近に感じ、図書館をより活用できる力を身に付けることにつながります。今後も多くの子どもたちが図書館職員体験に参加できるよう、継続して実施していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施)			

事業 20 : 子ども読書の日・こどもの読書週間・読書週間の取り組み

子ども読書の日・こどもの読書週間・読書週間にあわせたイベントを企画し、家庭・地域・学校や園を通じて、保護者・保育士・教員・子どもたちへの働きかけを行っていくとともに、主体的な読書活動が浸透していくように努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課 学校教育課 保育課	 (継続実施)			

事業 21 : 図書イベントの実施・充実と促進

子どもたちが図書館を主体的・積極的に活用していくためには、図書館を訪れる機会を拡大することが必要です。今後も、ブックトークやアニマシオン（注）、人形劇、おはなし会など、子どもたちが親しみやすい行事を定期的の実施し、より多くの子どもたちが図書館を利用できるようにしていきます。

（注）子どもの読みの発達段階に沿って、遊びの要素を取り入れた読書教育法のこと

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 （継続実施）			

事業 22 : 読書ノートによる家庭読書環境の促進

園・学校だけでなく、家庭における読書活動も読書習慣形成のためには重要であることから、平成27年度より市内の小学1年生に読書ノートを配布し、学校や家庭で活用してきました。また、平成28年度からは家庭読書推進部会を開催し、園から小学校への継続した読書支援について、検討してきました。今後も、家庭読書推進部会を中心に効果の検証をしながら、親子・兄弟姉妹などで読書に親しむ機会を創出していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課 学校教育課 保育課	 （継続実施）		（アンケート実施）	

事業 23 : 調べ学習応援事業**【重点事業】**

平成25年度から実施されるようになった調べる学習コンクールは、出品点数の増加に加え、作品の質も向上する等、徐々に定着してきました。今後も中央図書館における支援講座を充実させ、子どもたちが図書資料を活用して主体的に調べる力を身に付けることができるよう、様々な支援を行っていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課 学校教育課	（継続実施） （拡充検討）		（アンケート実施）	

事業 24 : 校務システムの有効活用

今までも、校務システム内で、中央図書館における団体貸出・リサイクル図書の申込み等の情報提供をしてきました。今後は、授業における学校図書館活用事例など、授業に活用することができる様々な情報提供もしていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学校教育課 図書館管理課	（継続実施）			

事業 25 : 家庭読書充実のための啓発・促進**【重点事業】**

家庭における読書活動に関する理解と読み聞かせの普及、読書習慣の定着のために、ちらしの配布、広報に加え、ホームページやフェイスブック、ツイッター等での情報提供を充実していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	(継続実施)		(アンケート実施)	

事業 26 : レファレンスの充実

第1次・第2次計画において、子どもが求める図書資料や関連する情報の収集・整理の支援をしたり、おすすめ本の紹介や案内をするため、レファレンスの充実に努めてきました。今後もさらに、子どもたちに寄り添うような環境づくりを目指していきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	(継続実施)			

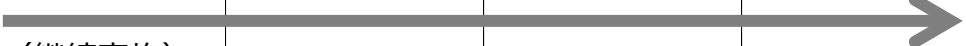
事業 27 : 学校図書館司書の育成・活用

第1次・第2次計画において、市内全小中特別支援学校に学校図書館司書が配置されました。その結果、レファレンスの充実、読書活動や調べ学習の支援等、子どもたちが本に親しむ環境整備が進みました。今後も定期的に行われる学校図書館司書研修を通して、新学習指導要領に対応できるよう研修内容の充実を図っていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学校教育課	 (継続実施)			

事業 28 : 読書指導者・読み聞かせボランティアの研修・支援

第1次計画により発足した読み聞かせボランティアグループの活動により、市内の園・小中特別支援学校において読み聞かせ活動が充実してきました。今後も、読書指導者・読み聞かせボランティア、ブックスタートボランティアのレベルアップに加え、新たな人材の発掘・育成に努めていきます。

担当課	4か年の事業計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
図書館管理課	 (継続実施)			

(資料)

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(資料)

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

豊田市教育委員会
教育行政部 図書館管理課

〒471-0025 豊田市西町 1 丁目 200

TEL : 0565-32-7970

FAX : 0565-41-6183

E-mail : library-kanri@city.toyota.aichi.jp

ホームページアドレス :

<http://www.library.toyota.aichi.jp>

発行日 : 平成 30 年 3 月